

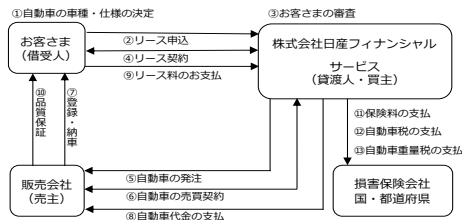
NO. 003

リース契約のご案内、リース契約条項、個人情報の取扱いに関する同意条項をよくお読みいただき、「自動車リース契約書」にご署名・ご捺印ください。

「自動車リースお申し込みの内容」はよくお読みください。

- ご契約前に「自動車リースお申し込みの内容」（以下、「申込書」という）に記載された内容が、お客様の申込まれた内容と相違がないか必ずご確認ください。
- 「申込書」に関してご契約自動車に関するご不明点は販売会社、リース契約（お支払）に関するご不明点は株式会社日産フィナンシャルサービスへお問い合わせください。
- リース開始日は新車の場合、納車日ではなくご契約自動車の「自動車検査証」の交付日となります。なお、リース開始日よりリース料が発生いたしますのでご注意ください。
- ご契約自動車の納車日については販売会社へご確認ください。また、登録番号とリース開始日およびリース満了日については、ご契約自動車の登録後に「契約成立日およびご契約車両に関する通知書」にてご案内いたしますので、「申込書」とともに大切に保管ください。

自動車リースの仕組み



リース契約に含まれる費用・含まれない費用

- リース料に含まれる費用については、「申込書」記載のリース料に含まれる費用欄を必ずご確認ください。
- リース契約にメンテナンスサービスが含まれる場合は、「申込書」記載のメンテナンスサービスの内容欄にてご契約内容をご確認ください。
- 5年契約3年乗りかえプランをご契約の場合、リース契約に自動車保険を含めることはできません。

お客様が負担する費用の代表例

- 事故・減失・盗難に伴う費用。（自動車保険の保険契約に応じて補償される金額についてはお客様の負担はありません）※十分な補償のある自動車保険にご加入ください
- リース期間中の住所変更登録に伴う費用。
- リース期間中に公租公課・保険料等の変動がありリース料に含まれる費用が増減した場合であっても、当該過不足については精算いたしません。ただし、事前にホームページ上等で周知することにより、合理的な範囲で増加した費用の負担を求める場合があります。
- 燃料代、洗車料、ワックス、ケミカル用品、駐車料等。

リース期間中のリース契約の解除・解約・終了

- リース契約および法令に定める場合を除き、リース契約期間中にリース契約の解除・解約はできません。
- お客様がリース料の支払いを怠る等、リース契約に違反されすとリース契約を解除させていただく場合があります。
- ご契約自動車が修理不能・減失・盗難等により使用できなくなった場合（天災地変等の不可抗力による場合を含む）、リース契約は終了します。
- リース期間中にリース契約を解除・解約・終了とする場合は、リース契約に定める規定損害金をご負担いただきます。

おまとめプランの5年契約3年乗りかえプランについて

- おまとめプランの5年契約3年乗りかえプランをご契約の場合、リース開始日から3年経過後に新たにリース契約（おまとめプラン）を締結して新車へ乗りかえるため、ご契約中のリース契約の終了を申込むことができます。※1おまとめプランの5年契約3年乗りかえプランのリース契約に定める条件のすべてを満たす必要があります。※2おまとめプランの5年契約3年乗りかえプラン「申込書」記載の乗りかえ手数料のお支払が必要です。※3新たなおまとめプランのリース契約は、ご契約中のリース契約とは別契約となり、契約内容（リース料含む）については、改めて合意のうえ定める必要があります。なお、ご契約にあたっては株式会社日産フィナンシャルサービスによる審査が必要となり審査の結果、ご契約に応じることができない場合はリース契約は終了せず継続となります。

リースとクレジットの違い

	リース	クレジット(立替払契約)
自動車の購入	リース会社が買主	お客様が買主
契約形態	リース会社からお客様が一定期間自動車借りる	クレジット会社が立替えたご購入代金をお客様がご返済
所有権	リース会社	お客様（一般的に完済までは所有権留保）
使用者	お客様	お客様
車種・仕様	お客様が自由に選定	お客様が自由に選定
保険契約の被保険者	賠償被保険者はお客様 車両被保険者はリース会社	お客様
メンテナンス	リース契約に含めることができる	立替払契約に含めることはできない

自動車事故が発生した場合

- 所定の「事故報告書」にてただちに株式会社日産フィナンシャルサービスへご連絡ください。
- 事故等によりご契約自動車が損傷し修理・修復が可能な場合、すみやかに修理・修復をお願いいたします。

自動車保険（任意保険）について

- リース契約に自動車保険を含む場合、「申込書」の自動車保険内容欄にてご確認ください。
- リース契約に自動車保険を含まない場合、必ずお客様ご自身で十分な補償内容の保険にご加入ください。なお、車両保険については株式会社日産フィナンシャルサービスを被保険者としていただきます。
- ご契約自動車に生じた損傷に係る保険金（共済金）は、保険会社の約款・取扱規定に定めがある場合を除き、ご契約自動車の所有者である株式会社日産フィナンシャルサービスに帰属します。なお、お客様が保険金（共済金）のお支払を受けた場合は、受領金額を株式会社日産フィナンシャルサービスへ引渡しいたします。

品質保証について

- ご契約自動車の品質、種類、数量、規格、仕様、性能等がご契約内容に適合していない場合は、ただちに株式会社日産フィナンシャルサービスへご連絡ください。自動車メーカーまたは販売会社にて「保証書」の定めに従い整備を行います。

リース契約満了時のご契約自動車について

継続使用する場合		継続しない場合	
再リース契約	ご契約自動車の購入	新車等に代替	ご契約自動車の返却
引続きご契約自動車を使用し、リース契約を更新いただきます。再リース契約は1回に限りです。	ご契約自動車を現金購入できます。	株式会社日産フィナンシャルサービスにご契約自動車をご返却いただき、新たに新車等にてご契約いただきます。	株式会社日産フィナンシャルサービスにご契約自動車をご返却いただきます。

※ご契約自動車の購入以外の場合、ご契約自動車の所有権はお客様に移転されません
※再リースまたは新車に代替の場合、株式会社日産フィナンシャルサービスによる審査が必要です

再リース契約

- ご契約自動車をリース契約満了後に引き続き使用するため、新たにリース契約を締結することを再リースといいます。再リースをご希望の場合は、リース契約満了の2か月前までに株式会社日産フィナンシャルサービスへお申込みください。
- 再リースのご契約にあたっては、株式会社日産フィナンシャルサービスによる審査が必要となり審査の結果、再リースに応じることができない場合がありますのでご了承ください。
- 再リースのリース期間は24か月のみとなり、再リース回数も1回のみとなります。
- 再リースの契約走行距離は、初回リース契約における月間実走行距離実績を超える走行距離での契約となります。
- 再リースの契約開始から12か月経過後に株式会社日産フィナンシャルサービスの残価設定型商品を利用して新車に乗りかえる場合、規定損害金（中途解約金）は免除されます。ただし、リース契約に定める条件のすべてを満たす必要があります。

ご契約自動車の購入

- リース契約満了時、「申込書」記載の金額にてご契約自動車を現金にて購入できます。
- ご購入の際には、「申込書」記載の金額の他、所有権移転のための自動車税、自動車リサイクル費用、登録手数料等が必要となります。

超過走行距離精算

- 契約走行距離を超過した場合は、リース契約で取り決めた超過走行料金をご負担いただきます。
- 再リース満了時の超過距離精算は行いません。ただし、再リース期間中の月間実走行距離実績が契約走行距離を500Km以上超過した場合、リース料を変更させていただく可能性があります。

車両返却時の原状回復費用のご負担について

- 返却されたご契約自動車を査定した結果、原状回復費用が30万円（税込）を超過した場合は、超過した金額（税込）を原状回復費用としてご負担いただきます。

お客様へのお願い

- 以下の場合、必ず株式会社日産フィナンシャルサービスへご連絡ください。
 - ※1お客様または連帯保証人の住所、電話番号、氏名が変更となる場合
 - ※2ご契約自動車の保管場所を変更する場合（注）
 - ※3ご契約自動車を改造または原状を変更する場合（注）
 - ※4ご契約自動車に滅失、盗難、故障、損害等が発生した場合（天災地変等の不可抗力による場合も含む）
 - ※5ご契約自動車に人的損害または物的損害が発生した場合（注）は株式会社日産フィナンシャルサービスの承認が必要です

リース契約のご案内

ご契約についての重要なお知らせです

この度は、弊社自動車リースをお申込みいただき誠にありがとうございます。
ご契約にあたりまして、以下事項を改めてご確認くださいませようお願い申し上げます。

【契約開始時】

- ◆ご契約前に「自動車リースお申し込みの内容」（以下、「申込書」という）に記載された内容が、お客さまの申込まれた内容と相違がないか必ずご確認ください。
- ◆自動車保険（任意保険）をリース契約に含まない場合は、必ずお客さまご自身で十分な補償のある保険にご加入ください。

【契約期間中】

- ◆リース契約に定める場合を除き、リース契約はリース期間中に解除・解約はできません。
- ◆ご契約自動車に損傷を受けた場合は、原因を問わずすみやかに修理・修復ください。
- ◆おまとめプランの5年契約3年乗りかえプランを契約の場合、リース開始日から3年経過後に新車への乗り換えが可能です。なお、新車への乗りかえを行うには、株式会社日産フィナンシャルサービスが定める「リース契約条項」に記載のすべての要件を満たし、「申込書」記載の乗りかえ手数料のお支払が必要です。

【契約満了時】

- ◆満了時には、お客さまから以下のいずれかをお選びいただきます。
 - ①新車等に代替
別途、株式会社日産フィナンシャルサービスによる審査が必要です。
 - ②再リース
別途、株式会社日産フィナンシャルサービスによる審査が必要です。
おまとめプランの再リースのリース期間は24か月のみとなり、再リース回数も1回のみとなります。
 - ③ご契約自動車の現金購入
「申込書」記載の金額にてご契約自動車を現金にて購入できます。なお、ご購入の際には、「申込書」記載の金額の他、所有権移転のための自動車税、自動車リサイクル費用、登録手数料等が必要となります。
 - ④ご契約自動車の返却
返却されたご契約自動車を査定した結果、原状回復費用が30万円（税込）を超過した場合は、超過した金額（税込）を原状回復費用としてご負担いただきます。

- ◆ご契約自動車の購入以外の場合、ご契約自動車の所有権はお客さまに移転されません。

【メンテナンスサービスの提供基準】

- ◆油脂類・消耗部品の交換・補充基準

交換、補充基準の詳細はドライバーズガイドブックをご参照ください。

- ◆タイヤ・バッテリー交換基準について

- ①タイヤは下表基準で交換します。ただし、タイヤの状態により、当該基準に達しない場合でも交換することがあります。

乗 用 車 用	
夏タイヤ	タイヤの残り溝 2mm
冬タイヤ	タイヤの残り溝が新品時の50%（積雪および凍結路を走行する場合）

※タイヤの使用限度は、スリップサインが露出する残り溝1.6mmです。

- ②タイヤ・バッテリーの銘柄やグレードは指定できません。

- ③EV（電気自動車）、ハイブリッド車 の駆動用リチウムイオンバッテリーは、メンテナンスサービスの対象に含みません。

訪問販売の場合でも、自動車リースにはクーリングオフの適用はありません。

株式会社日産フィナンシャルサービス

リース契約条項

借受人（以下「甲」という）と連帯保証人は、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「乙」という）との間の自動車リース契約（おまとめプラン）（以下「本契約」という）について、以下のとおり約定します。なお、本契約条項が、甲乙間で締結された当該リース自動車（第1条に定義）の最初の自動車リース契約（おまとめプラン）（以下「初回リース契約」という）のリース期間満了後、さらに当該リース自動車を再リースする契約（以下「再リース契約」という）に添付又は引用されている場合は、「本契約」は当該再リース契約を指すものとし、かつ本契約条項末尾の【再リース特約】も併せて適用される。

第1条（本契約の趣旨） 乙は、甲の指定する表記（1）「リース自動車明細」欄記載の自動車（以下「リース自動車」という）を買受け、甲にリース（賃貸）し、甲はこれを借受けます。

2. 表記取扱販売会社（以下「販売会社」という）は、本契約に係る乙の事務を代行します。但し、本契約の締結及び条件についてはすべて乙が決定し、販売会社は権限を有しません。
3. 本契約は、甲が販売会社を経由して乙に申込み、乙が所定の手続をもって承認のうえリース自動車の発注を行ったときに成立し、販売会社はその旨を甲に通知します。
4. 甲は、本契約及び法令に定める場合を除き、本契約を解除又は解約することができないものとします。

第2条（リース期間） リース期間は、表記（2）「リース期間」欄記載のとおりとします。なお、リース期間開始日は、本契約の締結に伴いリース自動車の新規検査を行う場合は、自動車検査証の交付日とし、リース自動車の新規検査を行わない場合は、リース自動車の引渡し日とします。

第3条（リース料） リース料は表記（3）「リース料及び消費税額」欄記載の「リース料総額」とおりとし、リース料に含まれる費用等は表記（5）「リース料に含まれる費用」欄記載のとおりとします。なお、本契約に基づくリース料その他の債務の支払が、消費税法及び地方税法に基づく消費税及び地方消費税の課税対象である場合は、甲は、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という）を付加して乙に支払います。

2. 甲は、リース料総額を、甲が別途指定する金融機関口座（以下「指定口座」といい、甲が乙の承諾を得てこれを変更した場合を含む）からの口座振替により、表記（4）「お支払の内容」欄記載のとおり支払います。
3. 甲は、リース期間中リース自動車を使用せずもしくは使用し得ない期間がある場合（甲が第5条第4項に基づきリース自動車の製造会社又は販売会社に修補等の履行を請求する場合、及びメンテナンスサービスを受ける場合を含む）、又はメンテナンスサービスを受けない場合でも、その理由の如何を問わず乙に対するリース料の支払義務を免れないものとし、乙に対してリース料の変更・減免・割戻等を一切請求しないものとします。

第4条（頭金リース料） 甲は、表記（4）「お支払の内容」欄に「頭金リース料」の記載がある場合は、これを第1回目のリース料支払時に併せて口座振替により乙に支払います。

2. 頭金リース料は無利息とし、リース月数で均等に除した1か月分相当額が、各月に支払うリース料の一部に充当されるものとします。なお、表記（4）「お支払の内容」欄記載の月払リース料は、各月に充当される頭金リース料を含まない額とします。
3. 甲が第21条第1項各号のいずれかに該当したときは、乙は、頭金リース料を任意に甲の支払うべきリース料、第23条に定める規定損害金（以下「規定損害金」という）又は遅延損害金の全部もしくは一部に充当できるものとします。

4. 甲は、前二項以外の方法で、頭金リース料を乙に対する債務の弁済に充当すべき旨を主張することはできません。
5. 再リース契約の場合は、本条の適用はありません。

第5条（リース自動車の引渡し及び品質等の不適合） 乙は、リース自動車を、表記（1）「リース自動車明細」欄記載の「使用の本拠地」（以下「保管場所」という）で、販売会社を通じて甲に引渡します。なお、天災地変その他の乙の責に帰し得ない事由によるリース自動車の引渡しの遅延又は不能について、乙は一切の責を負いません。

2. 乙はリース自動車の引渡しに際して、甲にガイドブックを交付します。また、メンテナンスサービスが含まれる場合は、甲にメンテナンス内容等を明らかにした書面（以下「車両カード」という）を交付します。
3. 甲は、リース自動車の装備・外観・機能その他すべての点につき良好な状態にあることを確認のうえ、リース自動車の引渡しを受けます。なお、甲は、リース自動車の選定に関して錯誤があったことを理由として、リース自動車の引渡しを受けることを拒むことはできないものとします。
4. リース自動車の品質、種類、数量、規格、仕様、性能等が本契約の内容に適合していない（以下「品質等の不適合」という）場合、甲は、リース自動車の保証書の定めに従い、リース自動車の製造会社又は販売会社に対し、直接当該品質等の不適合の修補及び当該品質等の不適合に起因する損害の賠償等（以下「修補等」という）を請求するものとします。なお、品質等の不適合について乙に故意又は重過失がある場合を除き、修補等について、乙は一切の責を負いません。
5. リース自動車の引渡しに要する費用は、すべて甲が負担します。
6. 甲が正当な理由なくリース自動車の引渡しを受けることを拒み又は甲の責に帰すべき事由により乙がリース自動車を引渡すことができない場合は、乙は、何らの催告なく本契約を解除することができるものとし、この場合、第16条第1項第1号及び第2号の規定を準用します。

第6条（リース自動車の使用等） 甲は、リース自動車の引渡しを受けたときからリース自動車を乙に返還するまでの間、善良な管理者の注意をもってリース自動車を使用・保管し、警察署長の証明を受けた又は警察署長に届出た保管場所がある場合は、当該保管場所においてリース自動車を保管します。使用・保管に際しては、本契約、法令の定め、官公庁の規則及び指示、リース自動車の製造会社が定める取扱説明書及びメンテナンスノート（整備手帳）、並びに乙が交付するガイドブックの指示を遵守し、安全運転に努めます。

2. 甲は、リース自動車（リース自動車に設置された機器等を含む）が常時正常な使用状態及び十分な機能状態を保つよう保守・点検・整備を行い、リース自動車に異常が生じたとき又はリース自動車が損傷を受けたときは、その原因及びその程度の如何を問わず速やかに修繕・修復を行います。
3. リース自動車（リース自動車に設置された機器等を含む）の使用・保管、及び保守・点検・整備・修繕・修復等に係る一切の費用及び公租公課（本契約に含まれるメンテナンスサービスに係る費用を除く）は、すべて甲の負担とします。
4. 甲は、リース自動車に関して、次の各号の行為を行わないものとします。
 - ①乙の事前の書面による承諾なく、自動車検査証の記載事項（甲の氏名、住所、リース自動車の使用の本拠の位置を除く）を変更すること
 - ②取扱説明書等記載の取扱い方法と異なる不適切な方法で使用する
 - ③リース自動車の仕様の限度を超えて酷使（レース、ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転、過積載、乗車定員超過、走行速度超過等）すること

④日本国外にリース自動車を持出すこと

5. 乙又は乙の指定する者がリース自動車の使用・保管状況を検査するため、使用の本拠の位置もしくは保管場所への立入り、リース自動車の使用・保管状況に関する説明もしくは資料の提出等を求めたときは、甲は、異議なくこれに応じます。

第7条（原状の変更等） 甲は、事前に乙の書面による承諾を得なければ、リース自動車の改造、構造変更、特別仕様部品・機器類の脱着、その他リース自動車の原状を変更（以下あわせて「原状変更」という）することができないものとします。乙の承諾を得て原状変更する場合、その費用は甲の負担とします。

第8条（リース自動車の登録等） 甲は、乙が一般財団法人自動車検査登録情報協会、一般社団法人全国軽自動車協会連合会等からリース自動車の検査登録情報の提供を受け、リース自動車の管理を目的として利用・活用することについて、あらかじめ承諾します。

2. 乙の商号変更、住所変更、合併・会社分割・事業譲渡等の事由により、変更登録・移転登録・自動車検査証記入申請等の手続を行う必要が生じた場合、甲は、これらの手続について乙に協力します。
3. 甲は、氏名、住所もしくはリース自動車の使用の本拠の位置を変更し、又は第6条第4項第1号に定める乙の承諾を得てリース自動車の用途その他の自動車検査証の記載事項を変更した場合、法令の定めに従い、速やかに自動車検査証記入申請等の手続を行います。また、変更登録が必要な場合は、乙が行う変更登録手続に協力するとともに、当該手続に係る費用を負担します。

第9条（メンテナンス・その他サービス） 表記（5）「リース料に含まれる費用」欄の「メンテナンスサービス」欄に○印がある場合は、甲は、表記（9）「メンテナンスサービスの内容」欄記載のメンテナンスサービス（以下「メンテナンスサービス」という）を、乙の指定工場（以下「担当工場」という）で受けるものとします。

2. 継続車検は、継続車検整備作業とそれに伴う検査及び車検更新手続を対象とします。なお、甲は、継続車検を行う場合において、保安基準適合証の交付に代えて、担当工場が道路運送車両法に基づく登録情報処理機関に対し、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法で提供することに同意します。
3. 定期点検は、道路運送車両法に基づく定期点検整備とそれに準じて行う6か月点検整備を対象とします。
4. エンジンオイル交換は、表記記載の交換時期、ガイドブック記載の交換時期、リース自動車の製造会社所定の交換時期のいずれか早く到来したときに行う交換を対象とします。
5. 車検・点検時の油脂類・消耗部品の交換・補充は、本契約に含まれる継続車検、定期点検又は一般修理を行う際に、ガイドブック記載の交換基準に基づいて行う乙所定の油脂類・消耗部品の交換・補充を対象とします。
6. 一般修理及び一般修理（日産EV用）は、正常な使用状態であるにもかかわらず、自動車製造工場出荷時に装着している部品等（リフター・冷凍装置・保冷装置・クレーン等の特別架装部位、タイヤ及びバッテリーを除く）につき発生するクラッチ滑り、マフラー排気漏れ、ドライブシャフトブーツ切れその他の不具合（第5条第4項に定める品質等の不適合によるものを除く）の修理（不具合発生時における30分以内の応急修理を含む）を対象とし、一般修理を行うためにリース自動車のレッカー搬送を要する場合は、担当工場又は最寄りの整備工場へのレッカー搬送を行います。但し、次の各号の費用は甲の負担とし、甲は直接レッカー搬送業者に当該費用を支払います。

①次項各号に定める修理を行うにあたりレッカー搬送を行う場合のレッカー搬送費用

- ②搬送距離が 100.99km を超える場合における、100.99km を超える部分のレッカー搬送費用
- ③レッカー搬送手配後、甲の不在その他の乙の責によらない事由によりレッカー搬送が行われなかった場合における、レッカー搬送手配取消し費用
7. 次の各号の修理・整備等は本契約に含まないものとし、その費用は甲の負担とします。
- ①乙の承諾を得ずに、担当工場以外の整備工場等で行った修理・整備等
- ②事故に起因する修理・整備等
- ③法令の制定もしくは改廃、又は官公庁の指示・命令等に起因する修理・整備等
- ④甲が第6条の定めを遵守しなかったことに起因して発生する修理・整備等
- ⑤甲の故意又は過失に起因する修理・整備等（キー閉じ込み、燃料切れ等の処理費用、通常の注意で発見・処置できたにもかかわらず放置したことによる不具合、甲がメンテナンスサービスの全部又は一部を受けなかったことによる不具合に関する修理・整備等を含む）
- ⑥天災地変・飛来物・盗難・悪戯等に起因した修理・整備等
- ⑦経年変化等によって発生する腐食・劣化・退色に関する修理・整備等
- ⑧リース自動車の品質・機能に影響がないことが一般に認められている現象に関する修理・整備等
- ⑨本契約に含まれるメンテナンスサービス以外の修理・整備等
8. 甲は、リース自動車の継続車検を行う場合において、担当工場がリース自動車に係る放置違反金滞納の有無を一般社団法人日本自動車整備振興会連合会又は各都道府県警察に確認することに同意します。また、当該確認に関する同意書等の提出を求められたときは、直ちに乙又は担当工場に提出します。
9. 放置違反金の滞納等に起因する継続車検の遅延又は不能について、乙は一切の責を負いません。また、放置違反金の滞納等に起因して保安基準適合証の有効期限が切れた場合、保安基準適合証の再取得に係るリース自動車の検査、自動車損害賠償責任保険（共済）料等の一切の費用は甲の負担とします。
10. メンテナンスサービスに関する紛争については、甲と担当工場との間で解決するものとし、当該紛争について乙に故意又は重過失がある場合を除き、乙は当該紛争及びその解決について一切の責を負いません。
11. リース自動車が電気自動車の場合、甲は、日産自動車株式会社が提供する NissanConnect のサービスを利用することができます（但し、日産自動車株式会社所定の車載通信ユニットを搭載した電気自動車に限る）。当該サービスを利用する場合、甲は、NissanConnect の利用に係る日産自動車株式会社所定の規約（規約は、同社の WEB サイト（URL は以下のとおりとする）に掲載）に同意のうえ、当該サービスの利用を申込みます。
- <https://www.nissan.co.jp/CONNECT/MEMBER/RULES/>
- 第10条（メンテナンスサービスの方法等）** 甲は、メンテナンスサービスを受ける場合は、担当工場に事前に連絡し、メンテナンスサービスを受ける日時等を協議のうえ決定します。但し、緊急の場合、その他やむを得ず担当工場以外の整備工場で整備又は修理する場合は、甲は事前に乙の承諾を得るものとし、
2. 甲は、前項で決定した日時にリース自動車を担当工場に持込み、メンテナンスサービスを受けるものとし、必ずメンテナンスノート（整備手帳）及び車両カードを担当工場に提示します。
3. 甲は、継続車検を行う場合において、保安基準適合証の交付に代えて、担当工場が道路運送車両法に基づく登録情報処理機関に対し、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法で提供することに同意します。
4. メンテナンスサービスに関する紛争等については、甲と担当工場（担当工場以外の整備工場で

受けたメンテナンスサービスについては当該整備工場とする)との間で解決するものとします。

第 11 条 (事故処理) 自動車事故発生の際は、甲又はリース自動車の運転者は、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、最寄りの警察署へ届け出ます。

2. 甲は、自動車事故発生後、速やかに乙所定の事故報告書を乙に提出します。

第 12 条 (損害賠償等) 甲は、リース自動車の使用・保管等に起因して第三者との間に紛争(盗難にあったリース自動車に起因する紛争を含む)が生じたときは、自らの責任と費用負担において解決するものとし、当該解決に必要な民事上及び刑事上の一切の手続は甲が行うものとします。

2. リース自動車の使用・保管等に起因して乙もしくは第三者に損害(盗難にあったリース自動車により引き起こされた事故等による損害を含む)が生じたとき、又は甲の責に帰すべき事由に起因して乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が生じたときは、甲の責任で直ちに賠償します。

第 13 条 (自動車保険) 表記(5)「リース料に含まれる費用」欄の「自動車保険」欄に○印がある場合は、乙は、表記(12)「自動車保険」欄記載の内容・条件、その他甲が乙に通知(保険代理店を通じて行う通知を含む)した内容・条件の自動車保険契約を締結します。

2. 表記(5)「リース料に含まれる費用」欄の「自動車保険」欄に○印がない場合、甲は自ら自動車保険を契約し、リース期間中これを継続するものとします。

3. 自動車保険契約のうち、車両保険については、保険会社の約款・取扱規定に別段の定めがある場合を除き、乙を被保険者とします。

4. 第1項に基づき乙が自動車保険契約を締結する場合、甲乙間に別の取決めがある場合を除き、乙が保険証券を保管します。

5. 自動車保険契約により補填されない損害(免責額を含む)については、すべて甲の負担とします。

6. 表記(5)「リース料に含まれる費用」欄の「自動車損害賠償責任保険料」欄に○印がある場合、甲は、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を道路運送車両法に基づく登録情報処理機関に電磁的方法で提供することを、乙を通じて保険会社に委託します。

第 14 条 (費用等の変動) リース期間中、自動車税、重量税、その他本契約に基づく取引に関する公租公課(リース自動車の廃棄、解体等に関する費用及びその他法令・条例に基づく付属品の装着費用等を含む。以下同じ。)、自動車損害賠償責任保険(共済)料、自動車保険料等が変動したこと、並びに新たに公租公課が課された又は廃止されたことによりリース料に含まれる費用が増減した場合であっても、費用の増減によるリース料の過不足については、精算いたしません。なお、乙は、諸費用が変動した場合等、事前に乙のホームページ上で周知することにより、合理的な範囲で本項を変更し、変動した費用の精算を甲に求める場合があります。

2. リース期間中に、消費税率が変動した場合、甲は、変動後の税率に置き換えた消費税額等を乙に支払います。なお、頭金リース料のうち、税率改定日以降のリース料として充当されたものも、同様にその差額を乙に支払います。

3. 甲は、リース自動車の仕様変更、部品取り付けその他の甲の申し出による事由により費用が増加した場合、増加した費用を負担します。

4. 前2項までに定める甲の負担分の支払方法については、乙の定めるところによります。

第 15 条 (リース自動車の滅失、毀損等) 甲がリース自動車の引渡しを受けてからリース自動車を乙に返還するまでの間に天災地変、盗難、詐取、火災その他の甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由によって生じたリース自動車の滅失、毀損、損傷その他の一切の危険は、すべて甲の負担とします。

2. 甲は、リース自動車を盗難又は詐取されたときは、速やかに盗難届又は被害届を警察署に提出します。
3. リース自動車が滅失したとき、盗難・詐取にあったとき、又は毀損・損傷して修理不能となったとき（天災地変、火災その他の甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由によって生じたものを含む）は、甲は乙に対して直ちに書面で通知し、その通知により、本契約は終了します。
4. 前項の場合、甲は、本契約終了時までの未払リース料（以下「未払リース料」という）及び規定損害金を直ちに乙に支払います。また、乙の求めがあるときは、自動車リサイクル法に基づくリサイクル費用相当額をこれに付加して乙に支払います。なお、未払リース料は、リース料総額（消費税抜）を表記（2）「リース期間」欄記載のリース月数で除した金額にリース経過月数（リース開始日から本契約終了日までの月数（1月未満の端数は1月に切上げる）とし、以下「リース経過月数」という）を乗じた金額（以下「既経過リース料」という）から、甲が乙に対して既に支払ったリース料（消費税抜）を減じた金額とします。
5. リース自動車の滅失、毀損、損傷等に関して支払われる保険（共済）金は、保険会社の約款・取扱規定に別段の定めがある場合を除き、リース自動車の所有者である乙に帰属し、甲が当該保険（共済）金の支払を受けたときは、甲は、受領した金額を直ちに乙に引渡します。なお、第3項に基づき本契約が終了する場合において、乙が当該保険（共済）金を受領したときは、乙は、これを前項の規定損害金債務に充当します。
6. 第3項に基づき本契約が終了する場合において、甲が乙にリース自動車を返還したときは、乙はリース自動車の価額相当額を第4項の規定損害金債務に充当します。但し、保険会社との協議により、リース自動車を保険会社に引渡す場合は、この限りではないものとします。

第16条（合意による本契約の終了） 甲が乙に対し書面で終了を申し出、乙がこれを相当と認めて承諾した場合、本契約は終了するものとし、この場合、甲は次の各号のとおり債務を履行します。なお、本契約は、甲が次の各号の債務を履行した時点で終了します。

- ①甲は、未払リース料及び規定損害金を直ちに乙に支払います。なお、リース自動車が永久抹消登録（解体）となる場合、乙の求めがあるときは、甲は、自動車リサイクル法に基づくリサイクル費用相当額をこれに付加して乙に支払います。但し、リース期間開始前に本契約が終了したときは、甲は、表記（5）「リース料に含まれる費用」、リース自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償します。
 - ②甲は、直ちにリース自動車を乙に返還します。乙が甲からリース自動車の返還を受け、かつ、甲が乙に前号の金員及びその他乙に対する一切の債務を支払ったとき、乙は、一般財団法人日本自動車査定協会、その他公正な機関の評価に基づくリース自動車の評価額から当該評価に要する費用を控除した金額を、規定損害金の額を限度として甲に返還します。
2. 前項にかかわらず、初回リース契約において、表記（10）「3年後乗替及び乗替手数料」欄の「3年後乗替」欄に○印がある場合で、かつ次の各号のすべての要件を満たした場合、甲は、リース期間中に、新たに自動車リース契約（おまとめプラン）を締結して新車への乗り替えを行うために、本契約の終了を乙へ申し出ることができるものとし、甲は直ちにリース自動車を乙に返還します。
- ①本契約終了時において、リース経過月数が35か月から36か月までの間であること
 - ②リース開始日から本契約終了までの間、約定どおりリース料の支払があること
 - ③本契約終了時における月平均走行距離が、表記（6）「契約走行距離」欄記載の距離を超えないこと
 - ④事故による修復歴がないこと
 - ⑤リース自動車の査定（一般財団法人日本自動車査定協会による査定基準に準じて行うものと

する)の結果、原状回復費用が30万円(消費税込)を超えないこと。なお、販売会社の一次査定で、原状回復費用が30万円を超えていないにもかかわらず、乙による上記査定で原状回復費用が30万円を超えていた場合は、甲は、その超過額を支払わなければならない。

⑥リース自動車について、継続車検を受けていないこと

⑦表記(10)「3年後乗替及び乗替手数料」欄記載の金額(以下「乗替手数料」という)を、指定口座からの口座振替により乙に支払うこと(頭金リース料がある場合は、乙は頭金リース料のうち、第4条第2項に基づき各月のリース料の一部に充当した残りの金額を、乗替手数料の全部又は一部に充当できるものとする)

⑧第1号の期間内に、新たに自動車リース契約(おまとめプラン)を締結して新車に乗替えること

第17条(死亡時及び34歳以下の特則) 甲が死亡した場合で、次の各号のすべての要件を満たした場合は、規定損害金を免除します。

① 乙所定の書類により、甲の相続人の少なくとも一人が前条第1項の申し出をすること。

② 甲の死亡が、初回リース期間開始日から24か月経過していること。ただし、リース自動車の日産EVの場合で、かつ所有者補助金が表記(5)の「リース料に含まれる費用」に含まれる場合は、当該補助金制度によりリース自動車の保有を義務付けられている期間を経過していなければならない。

③ 希望する中途解約日の1か月前までに販売会社によるリース自動車の一次査定が完了していること。なお、当該査定については、前条第2項第5号を準用します。

④ 中途解約の申出時点及び中途解約日時点で延滞がないこと。

⑤ 甲が中途解約によりリース自動車を乙に返還する場合、距離精算方法については、第25条第4項を準用します。

⑥ 中途解約の申出時点で車両が全損していないこと。ただし、中途解約の申出後にリース自動車が全損した場合は、本契約は第16条第1項に基づき本契約は終了するものとします。

⑦ リース自動車が日産EVの場合で、甲に補助金返還義務が生じる場合は、甲の責任において当該義務を履行することを確認したこと。

⑧ 乙所定の、甲の死亡を証明する書類を提出すること。

2. 甲が審査申し込み時点において34歳以下の場合で、次の各号のすべての要件を満たした場合は、規定損害金を100,000円(税抜)とします。

① 乙所定の書類により、前条第1項の申し出をすること。

② 中途解約の申出日が、3年及び5年契約の場合は初回リース期間開始日から24か月、7年契約の場合は初回リース期間開始日から48か月経過していること。ただし、リース自動車が日産EVの場合で、所有者補助金が表記(5)の「リース料に含まれる費用」に含まれる場合は、当該補助金制度によりリース自動車の保有を義務付けられている期間を経過していなければならない。

③ 本項柱書の規定損害金を支払うこと。

④ 前項第3号乃至第7号の要件を満たしていること。

3. 前項の場合において、乙のおまとめプラン又は残価設定型商品の契約(以下「乗りかえ契約」という)を甲が締結した場合には、前項柱書にかかわらず、規定損害金を免除します。

4. 前項は、前条第2項の規定に優先して適用されます。

5. 再リース契約の場合は、本条の適用はありません。

6. 本条は、甲の死亡又は甲が審査申し込み時点において34歳以下の場合(以下、「特典事由」という。)のみ適用され、相続人その他の承継人に特典事由が生じた場合については、適用され

ません。

第 18 条 (乙の権利) 乙は、本契約に基づく乙の権利（リース自動車の所有権を含み、以下「乙の権利」という）を第三者に担保に入れ、又は譲渡・信託することができるものとし、甲はこれを承諾します。

2. 甲は、乙が乙の権利を守るためもしくは乙の権利を回復するため、又は第三者より異議・苦情の申立てを受けたため、必要な措置をとったときは、乙が支出したリース自動車の移送費用、保管費用、催告費用、訴訟費用、弁護士費用等の一切の費用を乙の請求があり次第直ちに乙に支払います。

第 19 条 (禁止行為) 甲は、リース自動車を第三者に譲渡、転貸、担保差入れする等、乙の所有権を侵害するような行為を一切しません。

2. 前項にかかわらず、甲は、乙の承諾を得た場合は、リース自動車の使用者名義を連帯保証人にすることができるものとします。この場合、甲は、甲の責任において当該連帯保証人に対して本契約に基づく甲の義務を遵守させるとともに、当該連帯保証人によるリース自動車の使用・保管等について一切の責任を負います。
3. 甲は、第三者から侵害のないようリース自動車を保全するものとし、万一、そのような事態が発生したときは、直ちに乙にその旨を通知し、その回避、排除に努めるものとし、かつ乙の指示に従います。

第 20 条 (通知義務) 甲は、次の各号の事由が発生したときは、直ちにこれを乙に通知します。

- ①リース自動車に品質等の不適合があったとき
 - ②リース自動車について、盗難、詐取、滅失（天災地変等の不可抗力によるものを含む）、毀損、故障、損害等が発生し、又は発生するおそれのあるとき
 - ③リース自動車の使用・保管に起因して人的損害又は物的損害が発生したとき
 - ④リース自動車の使用の本拠の位置又は保管場所を変更するとき
 - ⑤本契約に犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用がある場合において、同法に基づき甲が乙に申告した事項に変更があったとき
2. 甲及び連帯保証人は、自己について次の各号の事由が生じたときは、直ちにこれを乙に通知します。
 - ①氏名、住所又は電話番号の変更があったとき
 - ②次条第 1 項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当したとき
 3. 乙が、甲又は連帯保証人の氏名、住所（前項第 1 号に基づき乙に変更の通知をしたときは、当該変更後の氏名、住所）あてに発送した郵便物は、やむを得ない事情があるときを除いてすべて通常到着すべきときに到達したものとみなします。
 4. 乙が、甲又は連帯保証人あてに発送した郵便物が、甲又は連帯保証人不在のため郵便局に留置されたときは、やむを得ない事情があるときを除いて留置期間満了時に甲又は連帯保証人に到達したものとみなします。

第 21 条 (解除等) 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、乙は、何らの催告なく、残存リース料（リース料総額から甲が既に支払ったリース料を控除した残額）全額の即時弁済を甲に請求し又は本契約を解除することができるものとします。

- ①リース料の支払又は本契約以外の甲乙間の契約に基づく乙に対する金銭債務の支払を 1 回でも怠ったとき
- ②支払を停止したとき、小切手もしくは手形（乙以外の第三者に対して振出したものを含む）の不渡りもしくは電子記録債権の支払不能を 1 回でも発生させたとき
- ③仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課の滞納処分などを受け、もしくは受ける

べき事由を生じたとき、又は破産、民事再生等の債務整理に係る手続開始の申立てがあったとき、特定調停の申立てをしたとき、又は私的整理（任意整理）を申し出たとき

④信用状況が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由のあるとき

⑤刑事上の訴追を受けたとき

⑥逃亡、失踪、その他連絡がとれず所在不明となったとき

⑦本契約の申込みに際し、虚偽の申告があったとき

⑧本契約（本契約に付随して締結する一切の覚書等を含む）の各条項又は乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反し、乙が5日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、この期間内に甲が是正に応じないとき

⑨連帯保証人が前各号のいずれかに該当した場合において、乙が相当と認める新たな連帯保証人を追加提供しなかったとき

⑩甲もしくは連帯保証人が第29条第1項もしくは第2項に違反していることが判明したとき、又は乙が第29条第3項に基づく報告書を提出しないとき

⑪甲が第30条第1項に定める取引時確認、追加確認又は資料提出に応じないとき

⑫甲又は連帯保証人が、国家公安委員会から公告され又は指定を受けた国際テロリスト又は大量破壊兵器関連計画等関係者に該当したとき

2. 乙が前項に基づき残リース料全額の即時弁済を請求したときは、甲は、請求があり次第、残リース料全額を乙に支払います。

3. 第16条第1項第1号及び第2号の規定は、乙が第1項に基づき本契約を解除した場合に準用します。

第22条（リース自動車の保全） 甲が前条第1項各号のいずれかに該当したとき、又はそのおそれが生じたとき、乙は、リース自動車の保全のため、リース自動車の引渡しを甲に求めることができるものとし、この場合、甲は、リース自動車（リース自動車に係る付属品・鍵・自動車検査証・リサイクル券を含む）を直ちに乙に引渡します。

第23条（規定損害金） 本契約において、規定損害金の金額は、表記（8）「規定損害金」欄記載の規定損害金基本額から、既経過リース料相当額、及び表記（5）の「リース料に含まれる費用」のうち乙所定の方法により算出した本契約終了時における未発生費用相当額を控除した金額とします。

第24条（支払遅延の場合の措置） 甲は、本契約に基づき乙に支払うべき金銭債務の支払を遅延したとき、又は乙が甲の為の費用を立替払した場合の立替金の返還を怠ったときは、支払うべき金額につき、支払期日又は立替払日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第25条（リース自動車の返還） 甲は、契約の終了に伴いリース自動車を返還するときは、カーナビゲーションシステムその他の情報機器に登録されている情報を消去のうえ、直ちにリース自動車（リース自動車に係る付属品・自動車損害賠償責任保険（共済）証書・点検整備記録（リース自動車に設置された機器等に係るものを含む）・鍵・自動車検査証・リサイクル券・ガイドブック及び車両カードを含み、以下本条において同じ）を乙の指定する場所で乙に返還するとともに、次の費用等について乙から請求を受けたときには、直ちに現金で乙に支払います。

①リース自動車の返還、引取に要する一切の費用

②リース期間（再リース期間含む）満了の場合において、返還されたリース自動車の査定（一般財団法人日本自動車査定協会による査定基準に準じて行うものとする）の結果、原状回復費用が30万円（消費税込）を超過するときは、当該原状回復費用から30万円を控除した金額

③その他、本契約に定める費用

2. 甲が前項の返還を怠った場合は、乙又は乙の指定する者がリース自動車を甲から直接引取ることができるものとし、甲はこれを妨害又は拒否しないものとします。また、この場合、前項各号を準用します。
3. リース自動車に甲が装着した機器等がある場合、又はリース自動車内に残置物がある場合、乙は、当該機器等及び残置物を含めてリース自動車を引取り、これを任意に処分することができるものとし、甲は乙に対し、当該機器等及び残置物の返還又は損害賠償等の請求をしないものとします。また、当該処分に係る費用は甲の負担とし、甲は、乙からの請求があり次第、直ちに当該費用を乙に支払います。
4. 甲がリース期間満了によりリース自動車を乙に返還する場合、実走行距離（リース自動車返還時における積算走行距離から契約開始時における積算走行距離を差引いた距離とする）が契約走行距離（表記（6）「契約走行距離」欄記載の月平均契約走行距離にリース月数を乗じた距離とする）を超過したときは、甲は次の計算式により算出した超過走行料金（消費税抜）を直ちに乙に支払います。

超過走行料金＝（実走行距離－契約走行距離）× 表記（7）「超過走行距離精算単価」欄記載の金額

5. リース自動車の返還が遅れた場合、甲は返還完了まで、遅延日数に応じたリース料相当額の損害金を、乙に対して支払います。
6. 甲は、約定どおりリース料総額の支払を履行し、かつリース期間満了日の1か月前までにリース自動車を購入する旨を乙に通知したときは、表記（11）「お客様満了後買取予定価格」欄記載の金額（自動車リサイクル料金相当額を含まない金額とし、以下「購入金額」という）にリース期間満了日における未経過自動車税相当額を加算した金額（消費税抜）を乙に支払うことにより、リース自動車を購入することができます。この場合、次の各号を適用します。
 - ①甲は、リース自動車を購入する旨の通知を撤回することはできないものとします
 - ②甲は、リース期間満了日の属する月の末日までに、乙指定の金融機関口座への振込み（振込手数料は甲の負担とする）により、購入金額及びこれに対する消費税その他のリース自動車の購入に関して甲が乙に支払うべき一切の債務（以下「購入金額等」という）を乙に支払います
 - ③乙は、リース期間が満了したときに、簡易の引渡しによりリース自動車を現状有姿で甲に引渡し、リース自動車の引渡し後は、天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由によるリース自動車の滅失、毀損、変質等の危険は、すべて甲の負担とします
 - ④リース自動車の所有権は、甲が乙に対し購入金額等を支払ったとき又はリース期間が満了したときのいずれか遅いときに甲に移転し、甲は、所有権が甲に移転した後、甲の責任と費用負担で速やかにリース自動車の所有権移転登録手続を行います

第26条（再リース契約） 本条は、初回リース契約において、再リース契約の基本条件を定めるものです。

2. 第1条第3項にかかわらず、再リース契約は、甲が署名・押印した再リース契約に係る乙所定の契約書（記入不備のないものに限り）が乙に到達したときに成立するものとします。なお、販売会社はその旨を甲に通知します。
3. 再リース契約のリース期間は24か月とし、さらなる再々リース契約は認められません。
4. 再リース契約の契約走行距離は、初回リース契約における月間実走行距離実績を超えるものとします。
5. 再リース契約においては、頭金リース料は認められません。

6. 再リース契約のリース料その他の契約条件は、別途定めるものとします。
7. 再リース契約においては、別段の申出がない限り、リース料の振替口座は、第3条第2項に記載の指定口座とします。

第27条（弁済の充当順序） 甲が乙に対して支払った金額が、本契約又はその他の契約により甲が乙に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、甲への通知なくして、乙が適当と認める順序方法により充当することができます。

第28条（連帯保証） 連帯保証人は、本契約から生ずる甲の乙に対する一切の債務を表記（8）「規定損害金」欄記載の規定損害金基本額を限度として保証し、甲と連帯して債務履行の責を負います。

2. 乙は、必要と認めたときは、甲に対し連帯保証人の追加又は変更を求めることができるものとし、この場合、甲は、直ちに乙が適当と認める連帯保証人を立てるものとします。
3. 連帯保証人は、本契約に基づく債務の一部を弁済し、代位によって乙から権利を取得した場合でも、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、代位権を行使しないものとします。
4. 連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証又は担保を変更もしくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしないものとします。
5. 乙が連帯保証人の1人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても当該履行の請求の効力が生じるものとします。
6. 甲は、連帯保証人に対し、甲に関する次の各号の情報を提供したことを表明し保証します。また、連帯保証人は、甲から当該情報の提供を受けたことを表明し保証します。
 - ①財産及び収支の状況
 - ②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③主たる債務の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

第29条（反社会的勢力の排除） 甲及び連帯保証人は、甲及び連帯保証人が、反社会的勢力（次の各号のいずれかに該当する者をいう）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団又は暴力団関係企業・団体等
 - ②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - ③暴力団準構成員
 - ④総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑤前各号の共生者（前各号の者と社会的に非難されるべき関係を有する者を含む）
 - ⑥その他、前各号に準ずる者
2. 甲及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③詐術、暴力的行為又は脅迫の言辞の使用等
 - ④風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為
 - ⑤自らが反社会的勢力である旨、又は関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等の行為
 - ⑥その他、前各号に準ずる行為
 3. 甲又は連帯保証人が前二項に違反すると具体的に疑われる場合には、乙は、甲又は連帯保証人に対して当該事項に関する報告を求めることができ、乙がその報告を求めた場合、甲又は連帯

保証人は、乙に対し、乙が定める期間内に報告書を提出します。

第 30 条（犯罪収益移転防止法の適用） 甲は、本契約に犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用がある場合、同法に基づく取引時確認に直ちに応じます。また、乙が同法に基づく追加確認及び資料提出を求めたときは、乙が指定する期間内にこれに応じます。

2. 甲が前項の取引時確認に応じない場合、乙は、本契約に基づく乙の義務の履行を拒むことができるものとします。

第 31 条（費用の負担） 甲は、本契約に基づく債務の支払に関し、送金手数料等の費用が発生する場合は、これを負担します。

2. 甲は、次の費用について、乙の請求がある場合は、直ちに支払います。なお、支払うべき金額は、乙のホームページ等で告知する金額とし、乙は、第 35 条に規定する方法に従って、これを変更できるものとします。

①甲の都合による口座振替不能の場合の再請求費用

②甲の支払遅延を理由とする乙の訪問集金費用

第 32 条（管轄裁判所） 甲及び連帯保証人は、本契約について訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず乙の本店、各支店及び営業所を管轄する簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第 33 条（特約条項） 本契約につき特約条項を定めたときは、表記（13）「特記事項」欄に記載するものとし、この特約条項は他の条項に優先します。

第 34 条（住民票取得等の同意） 甲及び連帯保証人は、本契約に係る審査及び債権管理のために乙が必要と認めた場合には、乙が甲及び連帯保証人の住民票を取得し、これを利用することに同意します。

第 35 条（本契約の変更） 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を変更することができます。

①変更の内容が本契約の相手方一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2. 前項に基づく変更にあたっては、乙は、効力発生時期を定めた上で、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、乙のホームページその他の方法によりあらかじめ公表します。

第 36 条（適用除外） 第 17 条の規定は、契約書上の整理番号の 4 桁目がアルファベット J 以降の契約に適用されます。

2. 前項の規定にかかわらず、契約上の整理番号が P26 から始まる契約については、第 17 条の規定が適用されるものとします。

【再リース特約】

第 1 条（走行距離） 再リース期間中の実走行距離の月間平均が、再リース契約の契約走行距離を 500km 以上超過した場合、乙の定めるところにより、再リース契約のリース料を変更できるものとします。

第 2 条（リース満了時の取扱い） 再リース期間満了時の取扱いは、本契約のリース満了時の規定を準用しますが、第 25 条第 4 項は準用されません。

第 3 条（再リース契約中の乗り換え） 再リース期間中に次の各号を満たすとき、甲は、規定損害金の支払いなく再リース契約を中途解約することができます。

①再リース期間開始日から 12 か月経過後、再リース契約を中途解約の上、乙の残価設定型商品の契約（以下「再リース乗り換え契約」という）を締結して新車に乗り換えること。

- ②再リース乗り換え契約の契約者が再リース契約者と同一であること。
- ③第1号の中途解約の日付（以下「再リース解約日」という）の1か月前までに販売会社で査定を受けたうえで、乙所定の書類を提出し、中途解約する旨を申し出ること。
- ④再リース解約日時点で延滞がないこと。
- ⑤再リース解約日時点で車両が全損していないこと。なお、第3号の申し出後にリース自動車
が全損した場合は、甲は、再リース契約の規定損害金を支払う。
- ⑥乙所定の期限までに必要書類を提出すること。
- ⑦再リース解約日までにリース自動車を返却すること。
- ⑧第3号の申し出後、中途解約日までにリース自動車の状態に変化があった場合には乙に通知
すること。

2. 第25条1項第2号は、前項による中途解約の場合にも適用されます。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（個人情報の収集、保有、利用等） 甲及び連帯保証人は、本契約を含む乙との取引の与信判断及び与信後の管理、並びに本契約に基づく権利行使、義務履行、サービス提供その他の本契約の管理のため、以下の情報（以下「個人情報」という）を乙が保護措置を講じたうえで収集、利用することに同意します。

- ①甲及び連帯保証人の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含み、
以下「電話番号」という）、電子メールアドレス、勤務先に関する情報、家族構成、住居状
況等の属性情報
- ②本契約に関する申込日、契約日、契約番号、商品名、契約内容等の取引情報及びリース自動
車に関する情報
- ③本契約に関する未経過リース料、未払リース料、支払残回数、月々の支払状況等の支払に関
する情報
- ④甲及び連帯保証人の資産、負債、収入、支出、乙が収集したクレジット等の利用履歴及び過
去の債務の返済状況等の情報
- ⑤支払口座に関する情報
- ⑥乙が甲及び連帯保証人の本人確認のために収集した自動車運転免許証その他の本人確認書類
等から得た情報
- ⑦乙が住民票の写し等の公的機関が発行する書類もしくは官報等の取得、又は調査により収集
した甲及び連帯保証人の情報（乙は、公的機関に住民票の写し等の書類の交付を申請する際
に、法令等に基づき、必要な個人情報を当該公的機関に開示する場合があります）
- ⑧甲及び連帯保証人との交渉内容（通話記録を含む）

2. 甲及び連帯保証人は、前項に定めるほか、乙が以下の目的で個人情報を利用することに同意し
ます。

- ①経営分析のための資料作成等
- ②商品及びサービス等の企画、開発
- ③統計資料の作成
- ④懸賞及びプレゼント企画等に伴う商品、サービス等の提供

3. 甲は、乙が販売会社に対して、第1項第1号及び第2号に定める個人情報をリース自動車の登
録、引渡し等に必要範囲内で提供することに同意します。

4. 甲及び連帯保証人は、乙が乙の事務（コンピュータ事務、代金決済事務、本契約書記載のメン

テナンス及びサービスの提供、顧客管理、顧客からの問合せ対応、債権管理、債権回収業務等の一切の事務)を第三者に業務委託する場合に、乙が個人情報の保護措置を講じたうえで、個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

5. 甲は、乙が自動車保険契約を締結する場合、自動車保険の引受先に対して、第1項第1号及び第2号に定める個人情報を保険契約締結及び保険金請求手続等に必要の範囲内で提供することに同意します。

第2条（営業活動等の目的での個人情報の利用） 甲及び連帯保証人は、乙が前条の目的以外に、次の各号の目的のために個人情報を利用することに同意します。

- ①クレジット、リース、クレジットカード、保険、ローン、その他乙が取扱う商品、サービス等又は各種イベント、キャンペーン等の開催（以下「乙の商品等」という）について、宣伝印刷物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内すること
- ②乙の商品等に関する市場調査を行うこと
- ③乙の商品等の企画・開発又はお客様満足度向上策等を検討するためのアンケート調査を行うこと
- ④乙が提携する企業等から委託を受けて、当該企業等の商品、サービス等について、宣伝印刷物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内すること

第3条（個人情報情報機関への登録、利用） 個人情報機関が保有する信用情報の利用に関し、甲及び連帯保証人は、次の各号に同意します。

- ① 乙は、甲及び連帯保証人の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、第4項第1号の信用情報機関（以下、「乙が加盟する信用情報機関」（注）という。）及びこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、甲及び連帯保証人に関する信用情報（第3項第1号に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。
- ② 前号の照会により、これら信用情報機関に甲及び連帯保証人の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、甲及び連帯保証人の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

（注）信用情報機関…個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。

2. 信用情報機関への信用情報の提供に関して、甲及び連帯保証人は、次の各号に同意します。

- ① 乙は、甲及び連帯保証人に係る下表左欄の信用情報を、乙が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表右欄に定める期間保有され、第3項に記載のとおり利用されます。

乙が提供する信用情報	信用情報機関による保有期間
本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報及び申込みの事実）	乙が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る事実（本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実）	契約期間中及び契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中及び契約終了後5年間

- ② 前号により、乙が提供する信用情報は下記のとおりです。

甲及び連帯保証人の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）。

申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名及びそ

の数量／回数／期間、支払回数、等)。

支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等）。

3. 信用情報機関による信用情報の利用及び加盟事業者に対する提供に関して、甲及び連帯保証人は、乙が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による甲及び連帯保証人の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を次の各号のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。

① 信用情報機関が保有する信用情報

乙が加盟する信用情報機関は、次の信用情報を保有します。

ア. 第2項第1号により、乙を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

イ. 信用情報機関が収集した本号ア以外の情報

ウ. 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

② 信用情報機関による信用情報の利用

乙が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

イ. 信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出

③ 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

乙が加盟する信用情報機関は、信用情報（第1号ア乃至ウ）を加盟事業者へ提供します。

また、信用情報（第1号ア）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

4. 乙が加盟する信用情報機関及びその提携信用情報機関

① 乙が加盟する信用情報機関の名称等

乙が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先：0570-666-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

※（株）シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイドンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

② 提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記のとおりです。

ア. 全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

イ. 株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

（株）日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームペー

ジをご覧ください。

第4条（個人情報の提供、利用） 甲及び連帯保証人は、会社が個人情報の保護措置を講じたうえで、次の第1号に定める会社（以下「提供先」という）に対して、第2号に定める目的のために、第1条第1項第1号及び第2号に定める個人情報並びに本契約に関する利用残高（早期完済額を含む）及び支払残回数の情報を、データ伝送、記録媒体の交付等の方法により提供し、当該提供先がこれを利用することに同意します。

① 提供先

ア. 日産自動車株式会社 〒220-8686 横浜市西区高島 1-1-1

イ. 取扱販売会社及びその系列販売会社（住居移転等により甲が取引する販売会社の変更を申出たときは、当該変更後の販売会社及びその系列販売会社をいう。）

ウ. 株式会社日産カーレンタルソリューション 〒220-8686 横浜市西区高島 1-1-1

② 目的

ア. 提供先が取扱う商品、サービス等、又は各種イベント、キャンペーン等の開催について、印刷物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内すること。

イ. 提供先の商品開発又はお客様満足度向上策等検討のため、アンケート調査等を実施すること。

ウ. 提供先の取扱う商品、サービス等の調査、研究開発、品質向上を行うこと。

2. 前項に定める個人情報の提供、利用期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から10年間とします。

第5条（法令等に基づく個人情報の提供） 甲及び連帯保証人は、前条に定めるほか、乙が各種法令の規定により提出を求められた場合又はそれに準ずる公共の利益のため必要があると乙が判断した場合に、乙が個人情報を公的機関等に提供することに同意します。

第6条（個人情報等の開示、訂正、削除） 甲及び連帯保証人は、乙、個人信用情報機関及び提供先に対して、自己に関する個人情報（個人情報の提供及び受領に関する記録を含む）を開示するよう請求することができます。但し、その場合、本人であることを証明するため、乙、個人信用情報機関又は提供先が要求する本人確認書類等を提示しなければなりません。

2. 乙に対する開示請求手続の詳細については、乙のホームページに掲載しています。個人信用情報機関及び提供先に対する開示請求手続については、それぞれ個人信用情報機関及び提供先にお問合せください。

3. 乙が保有する個人情報の内容が万一不正確又は誤りであることが判明した場合には、乙は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第7条（本同意条項に不同意の場合） 乙は、甲及び連帯保証人が本契約の締結に必要な事項を乙に通知しない場合又は甲及び連帯保証人が本同意条項の内容の全部もしくは一部に同意しない場合、本契約の締結をお断りすることがあります。但し、第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に乙が本契約の締結をお断りすることはありません。

第8条（利用、提供中止の申し出） 第2条及び第4条による同意を得た範囲内で乙が個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の乙での利用、提供先への提供を中止する措置をとります。但し、請求書等の営業事務に関する書類及びこれに同封する宣伝印刷物等の書類の送付、並びに第1条、第3条及び第5条に基づく利用、提供については、この限りではないものとします。

2. 甲及び連帯保証人は、前項の中止の申し出をしたときは、第2条及び第4条に基づいて提供されるサービス等を受けられないことについてあらかじめ了承します。

第9条（個人情報の取扱いに関する乙の問合せ窓口） 個人情報の開示、訂正、削除、利用及び提供

の中止、その他個人情報に関するお問合せやご意見の申し出等に関しましては、下記窓口までお願いします。なお、電話による場合は、通話内容を記録させていただく場合があります。

①電話による問合せ窓口

0120-999-235（受付時間 9：30～19：00）

②文書による問合せ窓口

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい 5 丁目 1-2

横浜シンフォステージ ウェストタワー10F 株式会社日産フィナンシャルサービス コンプライアンス&リスクマネジメント室

ホームページアドレス：<https://www.nissan-fs.co.jp>

（個人情報保護管理責任者は、コンプライアンス&リスクマネジメント室担当役員です）

第 10 条（本契約が不成立の場合） 本契約が不成立の場合であっても本契約の申込みをした事実は、第 1 条及び第 3 条第 2 項に基づき、本契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第 11 条（条項の変更） 乙は、法令に定める手続により、必要な範囲内で本同意条項を変更できるものとします。

以上（2025.9）